

令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月23日（月曜日）

議事日程（第5号）

令和6年12月23日（月）午後1時30分開議

第 1 発言の取消し

第 2 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第130号から議案第133号まで、議案第146号、議案第147号、議案第151号、議案第152号、請願第4号、請願第5号

（市民厚生常任委員会分）

議案第134号、議案第135号、議案第148号、議案第149号、議案第153号から議案第158号まで、陳情第12号

（産業建設常任委員会分）

議案第136号から議案第145号まで、議案第150号、議案第159号、議案第160号

第 3 発議案第18号

第 4 発議案第19号

第 5 発議案第20号

第 6 議案第161号から議案第166号まで

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 発言の取消し

日程第2 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第130号から議案第133号まで、議案第146号、議案第147号、議案第151号、議案第152号、請願第4号、請願第5号

（市民厚生常任委員会分）

議案第134号、議案第135号、議案第148号、議案第149号、議案第153号から議案第158号まで、陳情第12号

（産業建設常任委員会分）

議案第136号から議案第145号まで、議案第150号、議案第159号、議案第160号

日程第3 発議案第18号

日程第4 発議案第19号

日程第5 発議案第20号

日程第6 議案第161号から議案第166号まで

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第8 発議案第21号

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	岩崎洋昭君	農林水産部長	中川克典君
観光振興部長	小林大吾君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	上下水道部長	森川浩行君
両津病院院長	倉内学君		

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議のデータは、サイドボックスの所定の位置にアップされておりますので、御確認をお願いいたします。

日程第1 発言の取消し

○議長（金田淳一君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

荒井真理君及び岩崎地域振興部長から12月13日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した資料のとおり取り消したい旨の申出がありました。

お諮りします。この取消し申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

両君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。（当該箇所259、260、262、263、264頁の下線部）

日程第2 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第130号から議案第133号まで、議案第146号、議案第147号、議案第151号、議案第152号、請願第4号、請願第5号

（市民厚生常任委員会分）

議案第134号、議案第135号、議案第148号、議案第149号、議案第153号から議案第158号まで、陳情第12号

（産業建設常任委員会分）

議案第136号から議案第145号まで、議案第150号、議案第159号、議案第160号

○議長（金田淳一君） 日程第2、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡市職員の職務が適正に行われていない事案の発生により、市民の信頼を失墜させたことを踏まえ、市長の令和7年1月分の給料について、給料月額から10分の1に相当する金額を減額するため、佐渡市長の給与の減額に関する条例

を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について。本案は、本年の世界文化遺産登録を契機に、より一層の交流人口の拡大及び持続可能な行政運営を目的として、教育委員会の文化、スポーツに関する権限を市長部局へ移管し、観光をはじめとするほかの行政分野の事業と一体的かつ総合的な推進を図るため、佐渡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するとともに、関連する条例を整理するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、文化芸術の振興やスポーツ振興の一層の推進を図るとともに、観光、福祉、教育、産業分野における交通資源を総合的に活用するなど、一体的かつ効率的な組織体制の見直しを図るため、佐渡市行政組織条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。今回の組織改編に伴い、市長部局と教育委員会はより密な連携が必要になってくるものと思料する。よって、早期に教育委員会の本庁舎への移動を検討すべきである。

議案第133号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、職員定数を定員適正化計画に合わせるため、佐渡市職員定数条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合において、妙高市が公平委員会に関する事務に加入することに伴い、新潟県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出それぞれ6億6,733万6,000円を追加するものであります。主な内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入歳出所要額の計上や、戦略的観光誘客促進事業費の増額及び債務負担行為の設定について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。生活環境課。債務負担行為、廃棄物中継施設管理業務委託料について。本債務負担行為は、佐和田の佐渡クリーンセンターに加えて、両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンターでも、持込みごみの受入れを行う中継施設としての業務を委託する予算である。業務委託の期間を令和9年度までの3年間としているが、今後のリユース、リサイクルなどのさらなる対応の可能性も含めて、中継施設としての機能を継続することを強く求める。

議案第151号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。主な内容は、若年層を重点に給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出それぞれ1億9,362万4,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会勧告などに伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 佐渡市公務員の職務と利害関係とのコンプライアンス充実を求める請願。本請願は、市行政の職務遂行に当たり、特に利害関係者への対応においては、市民からの疑惑や不信が持たれることがないよう、市に対しコンプライアンスの一層の充実強化を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願。本請願は、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、教職員の学校における長時間労働是正など、働き方改革の推進を求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第130号は原案のとおり可決されました。

議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、質疑通告してあるとおりに読みます。実は本会議上程のときに聞いたことを改めて聞くだけのことですので、よろしくお願いいたします。ちなみに、本会議で聞いたときも、ちょっと答弁も迷走していたもので、明確にさせたいというものです。

戦略的観光誘客促進事業である春の航送料割引キャンペーン業務委託料における業務委託内容及び業務委託契約はどのようにして行うのか答弁を願いたいということでございます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 本事業は、佐渡の観光入り込みが夏季に偏っており、冬季、春にかけての観光入り込みが大きく落ち込んでいる状況であること、また世界遺産登録の効果を継続して波及させるため、3月に2泊以上する島内宿泊者を対象に佐渡汽船、新潟港発往復車両航送料を9,800円で販売するキャンペーンを市が実施するものであります。委託契約の方法については審査を行っていませんが、通常の航送料金とキャンペーン料金との差額分を佐渡市と佐渡汽船で折半して負担する内容となっていま

すので、初日の本会議で答弁があったとおり、佐渡汽船へ業務委託するものと認識しています。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） この業務委託の関係でまず1つ聞きますが、この事業をやる事業主体は一体どこですか。そこによって補助金なのか、業務委託料なのかで変わるわけです。

それと、もう一つは、過去にもこういったことをやったことがあります。平成21年には片道1,000円というものをやりました。これは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の約1億5,000万円使ってやったものですが、この場合は精算払いの補助金だったというふうに思います。そして、令和2年にあったポイント還元のやつは、観光交流機構に対して業務委託をして、事実上の運賃割引をやっていたというふうに思うのです。上程のときも言いましたが、運送業者が割引くこともあれば、旅行業者が割引くこともある。またいろいろなパターンがあるわけで、業務委託というのは、随意契約というのは私はおかしいというふうに思うのですが、それはどうなのかという点です。

もう一点です。新聞報道が早かったものですから、市民のほうからも聞かれました。春になると子供の大学の卒業式などがあるし、また転勤やあれもあるので、島民にもこういうのは対象になるのかと。どうも新聞報道を見ると、島民は対象になっていないようなのだけれども、市民のお金を使うのだから、島民にもこういうのがあってもいいのではないかというふうに私聞かれたのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

委託とか、そういう主体は佐渡市が主体になってやるということを聞いております。それで、島民を新潟港から、その点については審査していません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうしますと、2分の1ずつ補填するということになると、事業主体が佐渡市ですから、もちろん業務委託になりますよね。そうすると、その2分の1分というのは交通業者そのものが持つのだろうけれども、そこの契約関係などはどうなっているのですか。そうすると、業務委託けれども、随意契約で佐渡汽船がやるということですね。この2つ、確認しておきます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） その点については、審査しておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第147号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第147号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第147号は原案のとおり可決されました。

議案第152号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） ただいま議案となっている補正第10号について賛成討論を行います。

出てくるときも笑い声もありましたし、討論を通告したときも笑い声がありましたが、今回の人事委員会勧告、いわゆる公務員の給料を上げることは、改定額が8,000円を超えたのは平成4年の32年ぶりの水準、そしてボーナスや勤勉手当などは平成14年以来の22年ぶりの人事委員会勧告による佐渡市の職員の給料の値上げということでもあります。これだけであります。しかも、今言うまでもありませんが、物価高騰や賃金が上がらない、いろいろなことで市民は苦しんでいます。この中で上げるということなので、一言申し上げたいというのが今回の賛成討論の理由でございます。ちなみに、新潟県の人事委員会勧告に従うわけではありますが、給与については、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえて、初任給、若年層の水準の引上げ、部長級はより職責重視の体系に見直したと、こういう中身になっているものであります。ですから、ちなみに一般質問でもるるありましたが、令和5年7月時点の国の調査による佐渡市の職員の在り方は、正規職員が1,076人で60.7%、会計年度任用職員、いわゆる臨時の職員が697人で39.3%というのが統計上の数字であります。今年度の9月補正の時点では、正規職員が1,042人で43.3%、臨時職員が1,362人の56.7%というのが直近の数字であります。もちろん統計上のものと違うということは承知をしておきながら話しております。この中で、正規の職員の給料が年収で約18万円増えるという大幅値上げです。先ほど言いましたように、十何年ぶりということですから、すごく値上げになっています。もちろん官民較差があって、引き上げるのが妥当だというのが人事委員会勧告であります。これは、当然認められるべきだというのが立場であります。先ほど言いましたが、こういったときですから、庶民が本当に苦しんでいるのですから、暮らしを支える市政、弱者を助ける市政に職員一同で邁進をしていただきたいということを強く述べたいと思います。庶民の暮らしの点では、消費支出における食費の割合、いわゆるエンゲル係数は30%近くまで上がって、40年ぶりの水準に上がっているそうであります。そんな点でも市政が市民の暮らし、弱者を助ける市政に職員一丸となってやるべきだ、そのための人事委員会勧告であるというふうに捉えるものであります。

もう一点、先ほど人数の問題で、臨時である会計年度任用職員のことについて述べました。総務省の通知では、会計年度任用職員の賃金も当該常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすると令和5年5月2日、令和5年12月27日には準じた改定を基本とするとし、適切に対処をするべきとも言われているものであります。本来同一労働同一賃金の流れがありますし、会計年度任用職員は市の正規職員に勘案して体系立てられているわけでありますから、しっかり見直す、佐渡市における会計年度任用職員の給与体系の見直しのルールを持っていないということでもございましたが、少なくとも国に準じて、私はしっかり持つべきだというふうに指摘をしておきたいというふうに思います。会計年度任用職員の問題では一般質問等でもありましたが、佐渡市では、再度の任用の上限を撤廃したと。会計年度任用職員というのは、上限を撤廃しても1年限りの契約には変わりはありませんが、それでも3年の壁とか5年の壁がなくなったという点では一定の働く人のルールを守っているということで評価をいたしたいと思います。

さて、市民からもう一点寄せられた声があります。人事委員会勧告に乗じて議員が定数を減らして報酬を上げるのではないかという、こういうお電話もいただきましたが、市民の皆さん、安心してください。議員の報酬は上がりませんので、このことを最後に申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第152号に対する討論を終結いたします。

これより議案第152号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第152号は原案のとおり可決されました。

請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 社民党会派、荒井眞理です。請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願の賛成を求めて討論をいたします。

この請願の中身は、近年報道されている教職員の成り手が減少する問題を現場の教職員の方々から改善していただきたいと上がってきたものです。5つの項目については、議員の皆さん、よく理解してくださっていることと思います。これらは、報道により知らされてきた問題をどうしたら改善できるか、これを学校の現場からの的確に訴え、法律や国の教育政策の改善を求めるものです。総務文教常任委員会では賛成少数という結果になっておりますが、間違っって手を挙げてしまうということもありますし、せっかく教育現場から、こうしたら教職員は働きやすくなると要望していただいていますので、いま一度お考えいただけることと御期待申し上げます。

学校の現場は、今や私たちの想像を超える目まぐるしい忙しさの中にあります。本来子供たちと共に過ごす学校という現場は、教職員がゆったりと構え、どのような状況にある子供たちにも対応できる教育を実現する場です。私は、昭和のいい時代に生まれ育ったと感謝しておりますが、中学校から高校受験するときの先生たちとのよい思い出があります。高校を受験するということは、単に成績がよいだけでは決まられません。中学生には、自分の人生を決める進学はこれでいいのかなどの悩みをたくさん持っています。そのようなときに中学の先生は、勉強が終わると私たちがゆっくり過ごす時間を取ってくださり、空の星を見てごらんと語りながら、人生とは何かを仲間たちとゆっくり語り合う時間をつくってくれたこともありました。今社会の変化は激しく、大人の多くも疲れを覚え、余裕を失う中、子供たちの悩みも複雑になってきています。学校現場もあの教科、この教科と学ぶことがどんどん増えていき、子供たちの中にはついていくことに疲れを覚えている子も増えています。そして、教えるほうも時間が足りない中、準備を間に合わせるために大きな苦勞をし、疲れています。時に命を削るようにして働いておられる現状もある中、

子供たちのための余裕ある働き方を大切にしたいとして働き方改革を求めておられる、このような教職員の皆様の誠意ある請願をぜひ快く賛成しましょう。よろしくお願いいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で請願第5号に対する討論を終結いたします。

請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

請願第5号を採択することは可決されました。

これより議案第130号、議案第147号、議案第152号、請願第5号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第134号 佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたことから、その内容に合わせるため、佐渡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改められたことから、その内容に合わせるほか、所要の改正を行うため、佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計について、既定の歳入歳出の予算額にそれぞれ100万円を追加するものであります。内容は、過年度分の保険料を被保険者に返還するための還付金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市病院事業会計予算について、資本的収支では、収入の予定額に1億7,525万円、支出の予定額に1億5,400万円それぞれ追加するものであります。主な内容は、両津病院移転新築事業建設工事費のインフレスライドによる増額及び建設工事費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ93万6,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本案は、令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ83万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会勧告などに伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ197万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会勧告などに伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第156号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ836万3,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動及び新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,883万3,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動及び新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では、支出の予定額に2,488万8,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第12号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情。
本陳情は、令和6年5月末で閉鎖となった介護老人保健施設さどについて、市が介護施設として存続させること、並びに佐渡市内の福祉関連施設の多くが老朽化、改修時期を迎えていることから、施設整備費に

対する支援を大幅に増やす政策の実現を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

陳情第12号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 今ほど委員長報告もあり、議長も宣告をした令和6年5月末で閉鎖になった介護老人保健施設さどを生かした介護基盤の拡充を求める市民の声であります。多くの議員というか、全員が知っているように、11月17日の佐渡市議会で初めての議会報告会をやったときも、何で反対になったのだろうという御意見がありました。また議会報告会やったときに何で反対になったのだから分からないと困るので、あえて委員長質疑をさせてもらうわけですが、例えばそのときに、11月17日の議会報告会で市民の方が言ったのは、一般質問の中で廃校舎、廃ホテルなどの、そういう施設を利用してやるべきだと言っている。つまり5月にやめた介護老人保健施設を早く動かせばいいのではないかと、こういう質問する議員もいるのに、なぜ反対なのかということであります。

もうちょっと突っ込んで言いますと、介護の社会化になって、基盤整備をやるのは佐渡市の仕事です。国、県、佐渡市という、そういう決め方があります。市町村の責務は、主体となってやるものですが、介護保険の事業計画を策定し、サービスの提供と介護サービス事業者への指導や運営支援をやるものであります。そんな中で、今年の6月に第9期の介護保険事業計画をつくったのです。恐らく市民厚生常任委員会は認めたのだと思うのですが、そこの数字から見ても、これは後退するという中身ですから、現状維持をするのは私は当然必要ではないか。しかも、改めて建てろというのではなくて、たまたま空いたところを活用して、市民の介護基盤をしっかりしろ。一般質問でもありましたが、特別養護老人ホームの待機者が本当は250人ぐらいいるのだけれども、市は74人は絶対いますよって言っている。介護老人保健施設の方も70人いる。待っている。グループホームも53人待っているという、こういう介護の状態です。だから、何で不採択にするのか分からないということで、市民に代わってお聞きをするものです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、中川議員の質疑に対する御回答を申し上げます。

まず、前提としまして、市内高齢者福祉施設の入所の状況及び申込み待機状態、そして4月から訪問介護事業者の報酬が下がったことで、事業者の経営状態について、2つを合わせて所管事務調査を審査の前に行いました。現状について今ほどお答えいただいたように、特別養護老人ホームについては74名の待機者、全体では252人という申込者がいらっしゃいますが、要介護4、5で真に必要なのは74名という説明も受けました。介護老人保健施設のところでも70名、そして介護老人保健施設、グループホームのところでは53名という方が待っているということも現状について把握いたしました。この陳情に対する高齢福祉課の見解は、以下のとおりであります。読み上げますので、申し訳ありませんが、ちょっと長くなります。

施設と在宅でのサービスとバランスが必要です。申し込んでも、やはり在宅でいたいという方もいらっしゃいます。施設へ入ればベストだが、そうすると在宅のサービスが成り立たない、その辺のバランスの

部分で大事であると。今後介護認定者も減少傾向にありますので、その辺を含めていく必要があり、これ以上の施設整備はちょっと難しいと思っております。また、待機者74人を全て入所させるためには80人規模の施設が必要で、少なくとも40人以上の介護員がすぐに必要になりますが、集められない現状があります。現状の施設の中で介護員が不足している。新しい施設を建てるとなると40人集めるのは、先ほど言いましたように難しい。

あともう一つ、今介護認定者が急激に減り始めていて、これを今埋めたとしても、5年、10年後に空きができた場合に全ての施設に空きが出て、法人の経営ができなくなることも考えなければいけません。

もう一つ、施設整備をすると介護給付費が上がりますので、皆様方に御負担いただく、介護保険料も上がりますというような見解がありました。

また、それについての、採決に至るまでの討論であります。賛成の討論では、市民はやっぱり介護サービスの低下を非常に心配している。同施設の設備は比較的新しいので、これを活用して介護サービスを維持してほしいという気持ちを大事にしてほしいというような意見がありました。反対意見として、市として介護施設の存続に努力している点では一定の理解はしますが、市営では困ると。民間に譲渡した歌代の里と同じ土壌では無理があると。また島内全体での配置が、バランスが大事で、今後も検討すべき。

もう一つ、この施設は民間で運営していた施設であり、運営するのは民間が行うべきであり、市が運営すれば介護保険料にもかかってくる。民間に任せるのが筋で、この陳情は不採択だと。

もう一つ、基本的には反対の立場で、すこやか両津の代替施設としての利用も考えると、この陳情を採択した場合に介護老人保健施設さどに恒久的移転の誤解も生じるのが問題だと考える。全体のバランスというところがあれば、やはり市民への説明を市でやるか、厚生連、社会福祉協議会がやるかという部分もありますが、市民に分かってもらうという取組をしっかりとやっていくべきだというような、以上の意見がありまして、賛成少数で不採択となりました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 要は高齢福祉課の言いなりを認めたという話で、一般質問の答弁でも同じことを言っている。ただ、今言った答弁の中で多分間違いだと思うのだが、市がやると介護のあれが上がって、民間でやると上がらないみたいな、違いますからね。民間でやろうが、誰でやろうが、施設整備で上がるのですから。

そこで、さっき言ったように、ちょっと聞きたいのだけれども、例えば今日の議員全員協議会でもやるのだろうけれども、資料として出ている、介護老人保健施設さどを佐渡市が活用するというのでしょうか。そういうものと併せて考えていけば、またこれ結果が違ったのではないかと私は思うのだけれども、それはどうなのかということが1つです。

それともう一つ、これから高齢者が減る、今後施設整備をやらない、空きが増える、今後はそうなる。まだ74人も、200人も困っている人、トータルではまだまだいるのです。これやっぱり何とかするというのは政治の仕事だと私は思っているのですが、ここで言いたいのは、実は県内の介護の施設整備率というのは、佐渡は高いのです。それ何で高いかといったら、議会が、困っている人は絶対なくするべきだという議論が合併当時からあって、実は施設整備率を比較すると佐渡は高い圏域になっている。そういうやっぱり伝統もしっかり引き継いでいくべきだと思うのだけれども、委員長にそれを聞いても答えられないと

と思いますが、先ほどありました74人の特別養護老人ホーム待機者、介護老人保健施設の70人の方々はというふうに救っていくという議論なのですか。過去にも議論していますが、在宅でやると思ったら74人を点在させておいて回るよりも、1か所に集めたほうが費用はかからない。費用の面だけで言えば。そんなの言うまでもないのですが、その辺はどのような議論がありましたか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） すこやか両津の件については、最初の審査の、高齢福祉課がいたときの審査のときにはこの話がなかったものですから、そのところの議論は最初のところではなかったです。ただ、後で総括で討論のところでは、先ほど最後に言いましたように、すこやか両津の施設が仮に一時的な移転としても、恒久的に移転されると地域のバランスとしていかなものかというような意見もありましたし、それが本当に正しいかどうかというのは、ちょっと審査はその点ではしておりません。

また、費用対効果、先ほど言いましたように、冒頭で事業者の訪問介護事業者の経営状況についての質疑をしましたが、全部のところの中身については、個別の経営だということで聞いておりませんと。ただ、定期的なヒアリング等を行っているというところです。

どうやって救うかというところについては、ちょっと議論はしておりませんが、私の考えるには、施設介……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） きちんと内容についてお伝えしているつもりですので、お静かに願います。委員会での審査を報告しております。

先ほど言いましたように、施設介護のところと訪問介護のところは両輪であります。これがうまくマッチングして、初めて介護事業というのは回るということで所管事務調査を最初にやっております。その点でお聞きした経過があります。そういう関係で、この74人の方をどうするというところの議論には至っておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 2点聞きます。

先ほど冒頭にも言いましたが、今期は第9期の介護保険事業計画なのです。市民厚生常任委員会は、ほぼほかの常任委員会よりも詳しくやって、認めたと思うのです。それに反する方向になるということ、つまり計画に反するようになるということは、委員会としてどのように考えていますか。

先ほども言いましたが、くどういようですが、介護の社会化で、市町村の責任というのは、地域の介護のニーズを把握して、介護保険事業計画を今年の春に作成したのです。そして、2番目に地域包括ケアシステムを、先ほど委員長が言ったことやサービスの提供体制を整備する、そして事業者への指導や運営支援ということなわけですから、その辺どう考えているのか。

2点目の大きなものは、畑野デイサービスセンターがなくなったのも、改修費やいろいろなものが物価高騰とかで大変になっている。介護報酬が下がっているというのももちろんあります。その辺の議論はどうなりましたか。例えば介護老人保健施設さどのも書いたものだけを見ると、事業ができない、介護老人保健施設さども増嵩、増嵩みたいになってきているわけで、本当に公はいいなというのが民間の見方にな

るから、やっぱり介護をしっかり支えていく、医療も同じですが、一定程度の介護の社会化という意味では2番の項目ぐらいは採択してもよかったのではないと思うのですが、その辺の議論はどうですか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

第9期の計画とのすり合わせ、照合はしておりません。

また、介護報酬のところに関して、意見として、民間で介護老人保健施設さどはやっていたときに稼働率が低いということで経営が困難だということもありました。ただ、民間でそのまま続けられる、佐渡市が経営ということになれば別ですが、民間でということになれば、非常に厳しいのではないかというような意見も出ました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第12号に対する委員長質疑を終結いたします。

陳情第12号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。私が議員になって8か月たちました。議会に入ってからびっくりしております。こんなにも市民の願い、要望が通らないものかとびっくりしております。早速市民の声である陳情第12号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情の採択の賛成討論を行います。先ほどの議論とちょっとダブるところがあるかもしれませんが、御容赦ください。

介護高齢者福祉の目的は、高齢で介護が必要になった場合も自分の希望に沿った日常生活が送れる社会をつくることにあります。介護サービスを受けたい介護施設入居待機者がいるのに、介護老人保健施設さど、畑野デイサービスの閉所でますます介護事業が利用しにくくなっている。介護保険者のサービスが低下していると市民は憂えています。待機者が特別養護老人ホームでは要介護3以上の方が74名、介護老人保健施設では70名います。執行部の言い方を借りれば申込者です。複数申込みしている方がいるので、待機者数は分からないと言いますが、利用を申し込んでいる、その施設に入れなければ待機者です。入所を待っていますので、早急に解決すべきです。介護老人保健施設さどは、7か月前まで使用していた比較的新しい施設です。速やかに活用すべきです。また、介護だけでなく、病院も赤字で医療を存続されるのかと心配しております。高齢者の命綱である介護、福祉、医療が縮小されると、長年生活していた佐渡が安心して住み続けられない佐渡になってしまうと市民は嘆いています。社会福祉事業は、公益性、非営利性の性格を持っています。採算性も重要ですが、介護や医療の拡充を優先してほしいと願っています。施設の配置バランスを取らなければいけないと言いますが、市内5つの生活圏域別に要支援、要介護認定者1人当たりの介護施設のベッド数比率を見ますと、国仲北圏域、佐和田、金井地区ですけれども、そのベッド比率は17.8%です。他の4つの圏域では26%から45%ですので、国仲北圏域だけがベッド数が少なく、バランスが取れていません。陳情項目1は、築24年の介護老人保健施設さどを介護保険者の市が主導

して介護施設の機能を存続させてほしい。市が直営でやってほしいとは書いてありません。幅広く実現方法を考えてほしいと訴えています。陳情項目2は、老朽化による改修整備費高額を理由に既存施設が閉鎖されることを心配されています。国や県にも訴えるなど、継続できる施策を実現してほしいと訴えています。誰一人取り残されない介護サービスであってほしいという市民の願いに議員の皆さんの賢明な判断をお願いし、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第12号に対する討論を終結いたします。

陳情第12号 「介護老人保健施設さど」を活かし、市民が安心できる介護・医療の充実を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第12号を採択することは否決されました。

これより陳情第12号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時37分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第136号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第137号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第138号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第139号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第140号

佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上5議案は、近年の物価及び人件費の高騰などを踏まえ、施設の利用料金を見直すため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、水道法施行令の一部が改正されたことから、その内容に合わせるため、佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 字の変更について（大小地区）。本案は、土地改良事業により実施した県営中山間地域総合整備事業大小地区の施行に伴い、字を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）。本案は、佐和田森林公園オートパークさわたの指定管理者に大佐渡ガイド倶楽部を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）。本案は、窪田キャンプ場の指定管理者に有限会社浦島を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料はゼロ円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川観光交流センター）。本案は、相川観光交流センターの指定管理者に株式会社ファーストイノベーションを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、その間の指定管理料の上限額は1,200万円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額からそれぞれ5,897万円を減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に8,307万円を、支出の予定額に5,897万円をそれぞれ追加するものであります。内容は、国庫補助事業の事業費調整に係る補正を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、令和6年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では支出の予定額に594万2,000円を追加するものであります。また、資本的収支では支出の予定額に66万6,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会勧告などに伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では支出の予定額に191万3,000円を追加するものであります。

す。また、資本的収支では支出の予定額に123万5,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

議案第137号 佐渡市ふすべ村体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これも先ほど言ったとおりに、本会議上程時の答弁もちょっと迷走していたというふうに思うので、改めてお聞きをしておきたいということでございます。本会議初日には市長のほうから法制執務などという難しい言葉も出て、ちょっとびっくりしたところなのですが、そこで聞くわけですが、この5本が利用料の値上げになります。埼玉県の手賀池でも公の施設の値上げの10施設の案件が議会で誰も賛成がおらずに否決されたというのも昨今ニュースで出ているところなので、改めてお聞きをするのですが、通告をしてあるとおりです。本会議も、上程のときもこれを聞いたわけですが。提案理由は、物価及び人件費の高騰等に対応し、宿泊使用料1人分ですが、4,000円を6,000円、2,000円も上げるものですが、地方自治体財政運営の基本である地方財政法第27条の4、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、そして市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならないということで、政令のほうですが、地方財政法施行令では第52条、法第27条の4に規定する経費で政令で定めるものは次のものとする。負担を転嫁してはならないもの、1、市町村の職員の給与に要する経費、つまり人件費ですね。2つ目が市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に関する経費と、明確に法律でこのようになっているわけですが、人件費の高騰に伴いその分を補うための転嫁というふうに私は思うのですが、これは法律の趣旨に違反しないのかということでございます。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

当委員会では、地方財政法の関係は審査していません。今回の条例改正については、近年の物価及び人件費の高騰に加えて、近傍類似施設の利用料金に合わせて見直しを行うものであります。現状施設利用料は、民間や他自治体の類似条例と比して安価であることから、利用料金の見直しを行い、市直営施設の適正な事業運営を図るものであると説明がありました。

以上。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 委員長、さっきと同じこと言っているではないか、冒頭と。そうではなくて、要は法令に反しているか、反していないかは全く審査しなかったということですよね、いろいろ言うけれども。我々議会というのは、やっぱり条例やそういったものに違反していないかというのをまずチェックするのが議会の仕事だというもの、本会議の上程のときに私言ったではないですか。総務文教常任委員会では財務部のほうともちょっとやり取りをしました。ちなみに、公の施設の使用料は、公の施設の利用につき使

用料を徴収することができるというものです。できる規定なのだ。公の施設ですから。そういったところから鑑みると、地方財政法施行令の言っているのも正しいのではないかなと私は思うのですが、少なくとも人件費の転嫁というのは、これはおかしいと思うのですが、やっていないということならしょうがないのですが、どう思いますか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） すみませんが、審査はしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第137号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第137号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第137号は原案のとおり可決されました。

これより議案第137号を除く産業建設常任委員会の付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第18号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第18号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君）

発議案第18号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月23日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	山 本 卓
	〃	駒 形 信 雄
	〃	平 田 和太龍

” 中 川 健 二
” 山 田 伸 之
” 荒 井 眞 理
” 近 藤 和 義

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過した。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいまだ多数おられる。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしていない。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっている。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれている。

よって、国においては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決の必要性を訴え、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明を実現するため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第18号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田淳一君） 日程第４、発議案第19号 地域医療の維持・確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君）

発議案第19号

地域医療の維持・確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和６年12月23日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 直 美
賛成者	〃	山 本 卓
	〃	駒 形 信 雄
	〃	平 田 和太龍
	〃	中 川 健 二
	〃	山 田 伸 之
	〃	荒 井 眞 理
	〃	近 藤 和 義

地域医療の維持・確保を求める意見書

佐渡圏域においては、新潟県厚生連佐渡総合病院が昭和10年に佐渡郡医療利用組合立佐渡病院として発足して以来、同病院は佐渡圏域の医療の要として連綿と重要な役割を担って来た。ゆえに、平成23年11月に現病院（病床数354床）へ移転新築した際には、佐渡市は30億円の財政支援等を行い積極的に支援した経緯がある。

しかし、今般、新聞等によりＪＡ新潟厚生連の経営危機や佐渡看護専門学校の学生募集停止等が報じられているように、近年の人口減少に伴う医業の収支悪化等の要因から、同病院をはじめとした佐渡島内の医療提供体制は極めて危機的な状況に陥りつつある。離島である佐渡圏域にとって医療提供体制の崩壊は死活問題であり、ましてや、県立病院が設置されていない当圏域においては、殊更に行政の姿勢が問われている。

よって、佐渡市議会として、佐渡圏域において切れ目のない医療提供体制が維持確保されるよう、国及び県に対し、次の事項について強く要望する。

記

- 1 離島であり県立病院を有していない佐渡医療圏固有の環境に十分配慮した技術的・財政的支援を講ずること。
- 2 慢性的な医業収支の悪化に配慮した診療報酬体系の整備や物価高騰の影響を配慮した適切な経営支援を講ずること。

3 急激な資金繰りの悪化等により地域の医療提供が突然として停止しないよう、緊急的公的資金の注入や公的融資、及び公的融資の返済猶予の措置を講ずること。

4 持続可能な医療提供体制の確保のため、離島における医療人材確保に対する制度設計や地方自治体等の取組に対する財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。佐渡圏域において切れ目のない医療提供体制の維持確保を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第19号 地域医療の維持・確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第20号

○議長（金田淳一君） 日程第5、発議案第20号 佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第20号

佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港

2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月23日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 近 藤 和 義

賛成者 " 佐 藤 定

提案理由を申し上げます。去る12月13日の新聞報道には、羽田空港は国内線の発着枠を2029年3月まで

維持することが決まり、佐渡からの就航が難しくなると見られると記されていますが、仮に一定期間は難しいとしても、その後のためにも今から羽田の声を上げていくことが極めて肝要であり、今回はその絶好の機会であります。羽田の声を上げたからといって、飛べる路線がなくなったり、ましてやこのことにより地域航空会社が経営難に陥ることなどは全くない、そのことをしっかり確認しています。成田路線では、東京駅までの所要時間は、現行のジェットフォイルと新幹線で行くよりも多くの時間を要しますが、羽田路線の場合、羽田空港アクセス線開業により、2031年からは成田路線の半分以下の時間で上京できます。羽田路線は66年前からの既定路線であり、佐渡市民の総意であります。市民要求に応える政治こそが我々市議会の使命であり、羽田航空路線実現のために全力を傾注すべきであります。世界遺産や庁舎建設は、長い年月を要したものの、その目的を達成しました。次は、羽田直行便であります。私は、10年以上前から仲間と共に東京への直行便を検討してまいりましたが、いよいよその実現が目前に迫っています。佐渡市の活性化と市民の生活を守るため、羽田路線の実現に向けて、力の限り努力をする所存であります。

以上が佐渡一羽田間の直行便就航の提案理由であります。

佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港

2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書

新潟を拠点とする2020年7月に設立された地域航空会社は、新潟県の財政支援を受けて2024年「新潟－札幌（丘珠）」「新潟－仙台」「新潟－名古屋（中部）」3路線の運航を開始しており、新潟県全体の発展につながるものと大いに期待されている。

県営佐渡空港は、1958年に完成し、翌年から佐渡－新潟間の運航を続けていたものの2013年を最後に運航が途絶えたままである。今年の世界文化遺産登録等による観光面だけでなく、地域経済の発展や災害など緊急時の人員・物資輸送強化の観点からも佐渡航空路の再開はもとより、成田空港よりも医療関係者や企業誘致などに優利で、日本最大級の農水産物市場が立地する東京への利便性の高い羽田空港への直行便就航が強く求められている。

また、トキエアが佐渡航空路線に導入予定であった短距離離着陸機のATR42－600Sが開発中止になり、代わりに就航するATR42－600が佐渡空港に就航する場合、滑走路長が短いことから搭乗人数制限が予想され、佐渡航空路線の収支悪化が懸念されており、佐渡航空路維持確保のため新たな支援が求められている。

現在の佐渡空港滑走路は890メートルであるが、大型機の発着可能な滑走路2,000メートル拡張整備は1970年代からの長期にわたる島民の悲願であり、2万人以上の人口を有する全国離島の中で滑走路長1,000メートル以下の空港しかない島は佐渡市だけとなっており、佐渡空港の2,000メートル拡張整備計画の早期実現が望まれている。

よって、国及び県においては、次の事項について、早期実現に向けて最大限の努力をするよう強く求める。

記

- 1 早期の佐渡一羽田間の直行便就航が実現するよう取り組むこと。
- 2 佐渡航空路線維持確保のため新たな支援を行うこと。
- 3 長年の懸案事項である佐渡空港の2,000メートル拡張整備計画について積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することと決定いたしました。

発議案第20号 佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書の提出についての討論に入ります。

駒形信雄君の反対討論を許します。

駒形信雄君。

〔14番 駒形信雄君登壇〕

○14番（駒形信雄君） 発議案第20号の佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書の内容については反対するものではありませんが、意見書の提出時期については今ではないでしょうという思いから反対討論をするものであります。

佐渡から首都圏への直行便について、私どもも成田空港よりも羽田空港への直行便は多くの議員が望んでいることであり、島民の悲願でもあることは十分理解をしております。しかしながら、既に成田空港発着枠が確保される見通しになったとの報道もあり、新潟―佐渡―成田航空路線の準備が既にかなり進んでいるものと思料されます。このような状況の中で、参入の障壁がかなり厳しいと言われる羽田空港乗り入れを要望することは、関係者の尽力に水を差すことになるかと危惧をしております。まずは、定期運行での新潟―佐渡―成田路線での実績を積み重ねた後、佐渡―羽田空港乗り入れにつなげていくことが島民の悲願実現の道筋と考えております。さきに述べたとおり、着実に新潟―成田路線の実績を積み重ねることが佐渡―羽田路線実現の最初のステップであり、機が熟した後、市議会全会一致で提出すべきものと考え、反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で発議案第20号の討論を終結いたします。

これより発議案第20号 佐渡一羽田間の直行便就航及び航空路線維持確保のための支援と佐渡空港2,000メートル拡張整備計画の推進を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

発議案第20号は否決されました。

日程第6 議案第161号から議案第166号まで

○議長（金田淳一君） 日程第6、議案第161号から議案第166号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

まず、議案第161号から議案第166号までを一括して御説明をいたします。人権擁護委員候補者の推薦について。議案第161号から議案第166号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員6名の任期が令和7年3月31日をもって満了となるため、大坂吉和氏、山川辰也氏、中楯英治氏は再任とし、石塚光昌氏、其田早苗氏、中川郷子氏は新任としてそれぞれ推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第161号に同意することは可決されました。

これより議案第162号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第162号に同意することは可決されました。

これより議案第163号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第163号に同意することは可決されました。

これより議案第164号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第164号に同意することは可決されました。

これより議案第165号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第165号に同意することは可決されました。

これより議案第166号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第166号に同意することは可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

ここで休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

日程の追加

○議長（金田淳一君） データは、本日のフォルダーの最後、令和6年12月23日追加配付のフォルダーを御覧ください。先ほど総務文教常任委員会付託案件の採決において、請願第5号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願が可決したことに伴い、当該意見書を提出するための発議案第21号を日程に追加する必要があります。

お諮りいたします。お手元に配付した追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第8を追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

追加議事日程のとおり、本日の日程に日程第8を追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第8 発議案第21号

○議長（金田淳一君） 日程第8、発議案第21号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

荒井真理君。

〔13番 荒井真理君登壇〕

○13番（荒井真理君）

発議案第21号

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年12月23日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	荒 井 真 理
賛成者	〃	平 田 和太龍
	〃	中 川 直 美
	〃	中 川 健 二
	〃	近 藤 和 義

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案の提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。

よって、国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめること。
 - (2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそ

れに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2 教職員定数改善を実施すること。

3 小規模校が点在せざるを得ない環境において、市独自で実施している人員配置などが継続できるために必要な財源確保等を行うこと。

4 教員のいのちと健康が守られる法制度の整備をはかること。

5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。子どもたちのゆたかな学びを保障するため、教職員の働き方改革の推進を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第21号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第21号は可決されました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和6年第6回（12月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、組織改編に係る関係条例をはじめ、物価高騰などを踏まえた宿泊施設の利用料金の見直しに係る条例など議決いただき、誠にありがとうございました。また、観光客の入り込みの増加を図るための戦略的観光誘客促進事業に係る経費をはじめ、本年9月発生の豪雨災害への対応に要する経費の増額計上など、補正予算についてお認めいただき、誠にありがとうございます。一般質問におきましては、11人の議員の皆様から市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。様々な御提言を今

後の市政に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、12月5日、農林水産省などが主催する「第2回高校生とつながる！つなげる！ジーニアス農業遺産フードコンテスト」において、佐渡総合高校3年生の皆様が考案したアイデア「日本中がフォー！！！！」が全国最高賞となるゴールド賞を受賞いたしました。このコンテストは、全国の農業遺産地域の特産品を使用した料理のアイデアを競うもので、この作品は佐渡と同時に世界農業遺産に認定された石川県能登地域の調味料いしりと佐渡産の米粉の麺を使用し、佐渡産米の消費拡大を図るだけでなく、能登地域の復興を応援したいという思いが込められており、全国に元気を届けるというメッセージが込められた、本当にすばらしい作品であると感じているところでございます。

また、続きまして、「佐渡島の金山」世界文化遺産を支援する国会議員の議員連盟が新たに発足されたことも御報告をさせていただきます。12月16日に総会が自民党本部にて開催されました。鈴木副知事や佐渡を世界遺産にする会の中野会長と共に出席をしましてまいったところでございます。これまで議員連盟の国会議員の皆様には、世界文化遺産登録の実現に向けて様々な後押しをしていただきましたが、新たに組織された議員連盟におきましても、「佐渡島の金山」の構成資産の保存管理や活用、国内外への情報発信、来訪者の受入体制など、登録後の地域振興についても御支援をいただけることになったところでございます。当日は中曽根弘文会長に要望書を提出し、世界遺産関係のほか、離島で暮らし続けるためのインフラ整備、二拠点居住などの促進について予算措置などを要望させていただいたところでございます。今後も議員連盟からの御指導をいただきながら、世界遺産を核とした持続可能な島づくりに取り組んでまいります。

続きまして、12月21日と22日には、両津総合体育館におきまして、世界少年野球推進財団との共催で「親子で体験！WCBFわくわく野球教室」を実施いたしました。読売巨人軍ジャイアンツアカデミーの講師6名と中畑清氏が講師となり、4歳児から小学2年生までの親子の皆様よりボールやバットに触れ、キャッチボールやバッティングなどを楽しく遊びながら体験していただきました。両日合わせて71組の親子の皆様より御参加いただいたところでございます。

さて、11月は季節外れの暖かさでございましたが、12月に入り冬の寒さも一段と増してまいりました。長期予報では、暖冬となった昨年と比較して、寒さが非常に厳しくなると予想されております。また、寒気の強まりにより大雪になるおそれも十分ございます。市民の皆様におかれましては、倒木や倒竹による停電、水道管の凍結など、気象情報や市からのお知らせを御確認の上、対策いただきますよう、併せて火災や交通事故などに十分御注意いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、年末年始を間近に迎え、何かと慌ただしい時節柄となりました。議員の皆様、市民の皆様におかれましては、健康にくれぐれも御留意いただき、よりよい新年をお迎えくださいますよう御祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 山 本 卓

署 名 議 員 佐 藤 孝